

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく  
 独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開(平成29年度 第1~4四半期分)

様式4

所管府省	支出元独立行政法人の名称	支出元独立行政法人の法人番号	交付又は支出先法人名称	契約の相手方の法人番号	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口当たりの金額、 もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分
厚生労働省	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構	8040005016947	公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会	1011105004999	年会費	300,000	100,000	平成29年7月10日	会員であることにより、当該協会が収集・翻訳等を行っている国内外の障害者リハビリテーションに関する幅広い最新情報について、いち早く提供を受けることができること、当該協会が持つ国内の障害者団体とのネットワークを活用することができ、当機構の実施する各種障害者関係業務における障害者団体からの協力を得る際に有益であることから、当機構の障害者雇用支援業務に不可欠であるため。	公財	国
厚生労働省	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構	8040005016947	公益財団法人札幌市芸術文化財団	2430005001304	障害者雇用調整金	324,000	-	平成29年10月16日	-	公財	国
厚生労働省	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構	8040005016947	公益財団法人モロゾジー研究所	6040005014390	障害者雇用調整金	243,000	-	平成29年10月16日	-	公財	国
厚生労働省	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構	8040005016947	公益財団法人産業雇用安定センター	8010605002291	障害者雇用調整金	1,863,000	-	平成29年10月16日	-	公財	国
厚生労働省	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構	8040005016947	公益財団法人JKA	5010005012043	障害者雇用調整金	1,620,000	-	平成29年10月16日	-	公財	国
厚生労働省	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構	8040005016947	公益財団法人鉄道弘済会	1010005002980	障害者雇用調整金	405,000	-	平成29年10月16日	-	公財	国
厚生労働省	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構	8040005016947	公益財団法人国際人材育成機構	3010605002362	障害者雇用調整金	378,000	-	平成29年10月16日	-	公財	国
厚生労働省	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構	8040005016947	公益財団法人日本盲導犬協会	4020005009452	障害者雇用調整金	756,000	-	平成29年10月16日	-	公財	国
厚生労働省	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構	8040005016947	公益財団法人キープ協会	2090005006032	障害者雇用調整金	270,000	-	平成29年10月16日	-	公財	国
厚生労働省	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構	8040005016947	公益財団法人大阪キリスト教青年会(大阪YMCA)	5120005014565	障害者雇用調整金	1,809,000	-	平成29年10月16日	-	公財	国
厚生労働省	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構	8040005016947	公益財団法人高輝度光科学研究センター	3140005020349	障害者雇用調整金	216,000	-	平成29年10月16日	-	公財	国
厚生労働省	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構	8040005016947	公益社団法人ポイラ・クレーン安全協会	6010605002368	障害者雇用調整金	324,000	-	平成29年10月16日	-	公社	国
厚生労働省	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構	8040005016947	公益社団法人日本測量協会	1010005004291	障害者雇用調整金	243,000	-	平成29年10月16日	-	公社	国

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。